

「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）」及び「個人ばく露測定講習規程（案）」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 3 月 1 8 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和6年1月11日から令和6年2月9日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計25件の御意見をいただき、うち1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【制度の導入について】 個人ばく露測定に係る資格制度を導入すると、実施率が低下（企業体力による）する懸念があるがどう考えているのか。	今回の改正により、第三管理区分に区分された場所等においては、一定の資格者による測定が事業者には義務付けられます。改正規定の履行確保に向けて、周知・指導等を行ってまいります。
2	【個人ばく露測定と個人サンプリング測定等の違い】 「個人ばく露測定」と、特化則第36条の3の2等にある「個人サンプリング測定等」との違いがよく分からないので、両者の違いを教えてください。	個人ばく露測定は労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者のばく露（労働者の呼吸域における物質の濃度）を測定する測定のことです。 一方、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第36条の3の2第4項第1号等で規定している個人サンプリング測定等は「労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定」と規定されており、「その他の方法による測定」として、個人ばく露測定その他、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に規定する方法による測定結果から得られた第1評価値等を用いて、呼吸用保護具

		<p>の要求防護係数を算出することも認められる場合があります。</p> <p>測定方法等の詳細については、「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」（令和4年厚生労働省告示第341号）を参照してください。</p>
3	<p>【資格者による測定が義務付けられる対象範囲】</p> <p>有機則、鉛則、特化則及び粉じん則の一部改正とのことであるが、労働安全衛生規則577条の2で示されている濃度基準値以下であることを確認するための測定、いわゆる濃度基準値設定物質の個人暴露測定には適用されないとの認識で良いか。</p> <p>濃度基準値設定物質の個人暴露測定に適用されるようになった場合、当社では濃度基準値設定物質の個人暴露測定について、自律的に必要な力量を作業環境測定士でCD測定の特例講習受講者且つ社内教育受講者として定め、濃度基準値設定物質の個人暴露測定のデザイン及びサンプリングを行ってきたが、これまでの測定は正規のものとして認められず、再度測定を実施しなければならないのか。</p> <p>濃度基準値設定物質の個人暴露測定に適用されるようになった場合、法令の施行期日がR6年7月1日（一部はR8年10月1日）となっているが、施行後、講習を受講し、R6年度の濃度基準値設定物質の個人暴露測定を年度内に完了させることは相当に困難であるため、例えばR6年度の濃度基準値設定物質については、濃度基準値以下であることの確認を2年以内に行う等、個人暴露測定を実施するための期間を頂きたい。</p>	<p>本改正省令は、特化則第36条の3の2第4項第1号等で規定している測定に関するもので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第2項で規定されている濃度基準値に関する測定には適用されません。ただし、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）においては、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（以下「確認測定」という。）について「測定の精度を担保するため、作業環境測定士が関与することが望ましい」と定めており、作業環境測定士が関与して確認測定を実施することが望ましいと考えています。</p>
4	<p>【第3管理区分が改善しない期間の測定】</p> <p>第3管理区分が改善しない期間において、6ヵ月以内毎に1回実施する個人サンプリング測定等は、本省令案の資格が必要と考えて良いのか。</p>	<p>特化則第36条の3の2第4項第1号等に基づき個人ばく露測定を実施する場合は、本件省令改正に基づく資格者により個人ばく露測定を実施する必要があります。</p>

5	<p>【社内の資格者による測定】</p> <p>管理区分3となった場合に意見を聴取すべき作業環境管理専門家は事業場外の者とされているが、「2023年2月「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001043125.pdf」のP28では社外の者と記載されている。今回、個人ばく露測定のためのデザイン、サンプリング、分析を行う者はいずれも事業場外（社外）の者でなければならないか。社内の有資格者と設備を活用することは認められないか（例えば、同じ会社内の別事業所の専門家や研究施設等）。</p>	<p>個人ばく露測定のデザイン及びサンプリング、サンプリング、分析を行う者については、事業場外の資格者であることまで求めておらず、事業場内の資格者が測定を実施しても、差し支えありません。</p>
6	<p>【デザイン及びサンプリング：同等以上の能力を有する者について】</p> <p>作業環境測定法第2条第4号に規定する作業環境測定士であって、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はそれと同等以上の能力を有する者について、「同等以上の能力を有する者」とは具体的にどのような者をいうのか。</p>	<p>「同等以上の能力を有する者」として、公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者（以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。）を想定しており、別途通達でお示しする予定です。</p>
7	<p>【デザイン及びサンプリング：作業環境測定士不足】</p> <p>個人ばく露測定のデザインおよびサンプリングを作業環境測定士に限定することは、各事業所における実測定を実施しにくくする方策であり、自律的な化学物質管理を妨げる要因となる。</p> <p>また、数百万と言われる国内の事業所を、現在の作業環境測定士でデザイン・サンプリングすることは物理的に不可能である。</p> <p>参考（作業環境測定協会より抜粋）：会員数は令和2（2020）年3月31日現在で822であり、正会員（自社測定事業場36社、作業環境測定機関449社、指定測定機関1、作業環境測定士275名）、賛助会員61（法人21</p>	<p>今回の改正で定める資格者のうち、デザイン及びサンプリングの資格者が測定ごとに指定する方法に従ってサンプリングを行う者については、作業環境測定士の資格は不要となっています。また、デザイン及びサンプリングを行う者については、作業環境測定士で必要な講習を修了した者だけでなく、「同等以上の能力を有する者」（オキュペイショナルハイジニスト等を想定）も含まれます。本改正省令が施行される令和8年10月1日までに、個人ばく露測定の資格者が確保できるよう、周知等を図ってまいります。</p>

	社、個人 26 名、委託事業場 14 社) となっている。	
8	<p>【サンプリング：講習時間】</p> <p>「個人ばく露測定デザイン及びサンプリングを行う者」の指導の下であれば、「サンプリングのみを行う者」についての 6 時間講習は不要である。とくに昨今のパッシブサンプラーは極めて簡単に作られており、誰でもサンプリングを実施できるように作られている。</p> <p>例えば、突発的に発生した作業において、今後のために測定をしたいと思っても、有資格者がいないとできないとなっていると、実測定実施の阻害要因となってしまう。アクティブサンプリングを念頭においているのであれば、パッシブサンプリングとアクティブサンプリングは分けて別検討したほうがよい。</p>	<p>デザイン及びサンプリングの資格者が測定ごとに指定する方法に従ってサンプリングを行う者は、当該指定される方法に従い、単独で全ての種類の試料採取機器等を用いてサンプリング及びその監視等を行うことができる資格としています。そのため、6 時間の講習は必要です。また、6 時間の講習は、1 日で修了できるため、資格取得に特段の困難があるとは考えていません。なお、本改正省令が施行される令和 8 年 10 月 1 日までに、個人ばく露測定の資格者が確保できるよう、周知等を図ってまいります。</p>
9	<p>【サンプリング：デザイン及びサンプリングの資格を有する者からの指示について】</p> <p>「令和 5 年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、作業環境測定士等の有資格者の“指示”のもとでなければ、サンプリング講習を受けたもの単独ではサンプリングができないことになっている。</p> <p>自社の事業者内に作業環境測定士がいない場合は、社外の作業環境測定士は他社へ“指示”することはできないため、自社の社員がサンプリングしてその試料を分析機関で分析するフローが成り立たなくなる。事業者がサンプリングして分析機関で分析を行うフローが成り立たない場合、国が目指している「事業者自らがリスクを評価して適切な管理を行う自律管理」の足かせとなるおそれがある。そのため、ガイドライン等に記載される場合は有資格者の“指示のもと”ではなく、“助言に従って”という表記への変更をご検討いただけないか。</p>	<p>本改正省令では、サンプリングのみを行う者は、デザイン及びサンプリングの資格者がサンプリングごとに指定する方法によりサンプリングを実施できる者とされており、デザイン及びサンプリングの資格者が指定する方法を書面等で受け取った後、当該方法に従い、単独でサンプリングを行うことができる資格となっています。なお、具体的にサンプリングごとに指定する方法を伝達する方法等については、別途通達でお示しする予定です。</p>

	<p>また、指示を必須とするのであれば指示の内容（口頭指示でよいのか、何らかの証左を残す必要があるのか）についても明確にしていきたい。</p>	
10	<p>【サンプリング：サンプルの回収・保存・分析機関への搬送等について】</p> <p>「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、サンプルの回収・保存、分析機関への搬送等の職務は、作業環境測定士等の有資格者が実施すると記載されております。サンプルの回収・保存・分析機関への搬送に特別な技術は必要なく、事前に有資格者が指導した方法の通り実施すれば何の問題も無いと思われる。</p> <p>有資格者がサンプルの回収・保存・分析機関への搬送を行わなければならない場合、非常に無駄な時間・コスト・労力が発生する。また、サンプリングのみの講習を受けたものが分析機関に搬送できない場合、サンプリングから分析実施までの期間が開く可能性があるため、分析精度に悪影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>専門家検討会ではサンプルの取扱い時の安全性（酸・アルカリ等の薬剤の被液等）を危惧されておりましたが、そのようなサンプリング方法はごく一部であり、個人ばく露測定のスンプラーとして主に用いられる活性炭チューブやカセットフィルターなどは取扱い時に作業者に危険をおよぼすことはない。薬剤を使用する一部のサンプルにつきましても、事前に測定機関等の注意伝達事項に基づいて扱えばリスクを防げると考える。また、サンプリング時の状況やサンプリング後の試料等の確認についても、webカメラを用いたリモート確認でも問題なく実施可能である。</p> <p>上記の理由から、有資格者にサンプルの回収・保存・分析機関への搬送を行わせるメリットは一切無く、デメリットしかない。</p>	<p>測定が終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への搬送等の職務は、測定終了後にスンプラーごとに適切な保管等を行う必要があるほか、デザイン及びサンプリングを行う資格者が、自らが指定した方法により適切にサンプリングが実施できたか等をサンプリングを行った者から直接聴取する必要があること等から、デザイン及びサンプリングの資格者が行うこととしています。</p>

	<p>作業環境測定士しかサンプルの回収・保存・発送ができないとなった場合、作業環境測定士の残業時間の増大および作業環境測定機関の生産性悪化にも繋がる。そのため、サンプリング講習を受けたものでもサンプルの回収・保存・分析機関への搬送を行えるようにしていただきたくご検討願いたい。</p>	
11	<p>【分析：環境計量士について】</p> <p>分析に関しては、化学分析に係る1級の技能検定があるが、環境計量士（濃度関係）を持ち、環境計量証明事業機関であれば、作業環境測定機関と同等以上の分析に対する知識・知見を持っていると思われるので、環境計量証明事業機関も含めていただきたい。</p>	<p>環境計量士（濃度関係）は、分析の資格者として本改正省令では規定していませんが、その多くが作業環境測定士の資格を有していることから、実質的に分析業務に参入可能と考えています。</p>
12	<p>【分析：無資格者による分析】</p> <p>社内のリソースによる個人ばく露測定を行うこと自体が可である場合、個人ばく露測定的设计、サンプリングを実施するための講習修了者が採取したサンプルを、自社内の研究施設等において、相当の分析に関する実務経験があるが無資格である者が分析を行った場合、その分析結果は個人ばく露測定の結果として認められないか。</p>	<p>認められません。自社の事業場内で採取した試料の分析を行う場合であっても、精度担保の観点から、1級化学分析技能士等の資格者が行う必要があります。</p>
13	<p>【分析：海外の分析機関への委託】</p> <p>「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、作業環境測定士（機関）や1級化学分析技能士が分析を実施することと記載されております。上記以外は分析をできないとなった場合、米同等の海外の分析機関に分析を委託することができなくなる。</p> <p>米国では、日本よりも個人ばく露測定に関する技術・知見等を有した分析機関が多くあり、また、濃度基準値に関する測定方法は基本的にNIOSHやOSHA等の米国の分析方法を参考にしているため、米国でも同じ分析が可能である。精度管理においても、AIHA</p>	<p>試料を海外の分析機関へ輸送等を行う際の試料の保存安定性が保たれるか不明であること、海外分析機関が技術上の指針で定める分析方法や測定下限値を担保できるかが不明であること等から、本改正省令では海外の分析機関は認めていません。</p>

	<p>の認証を受けている分析機関であれば、全く問題ないとする。専門家検討会では海外に送付する際の輸送時間が長くなり、サンプルの安定性が保てないことが危惧されているが、NIOSH や OSHA 等のメソッドにサンプルの安定保存期間も記載されており、10 日程度安定して保管できるサンプルであれば、海外空輸での輸送は十分可能である。上記の理由から、海外の技術レベルの高い分析機関についても濃度基準値設定物質の分析が委託できるようご検討いただきたい。</p>	
14	<p>【分析：要件の拡大】 個人ばく露測定試料の分析機関が作業環境測定機関等に限定されることに違和感を覚える。すべての作業環境測定機関が濃度基準値設定物質に対応できるとは限らず、現状、業界内では対応に困惑しているようである。コンプライアンス順守で測定したい事業者側と対応に追われる分析機関で折り合い付かず、混乱が生じる可能性がある。分析機関は計量証明事業所、海外では AIHA 認証分析機関も対象とする等、利権にとらわれず、本質を重視し、グローバルな視点で再考いただきたい。</p>	<p>海外の分析機関については、試料を海外の分析機関へ輸送等を行う際の試料の保存安定性の観点から、分析の精度担保が難しいため、分析ができる資格者としては認めていません。一方で、環境計量士（濃度関係）は、その多くが作業環境測定士の資格を有していることから、環境計量士（濃度関係）が所属している計量証明事業所は実質的に分析業務に参入可能と考えています。</p> <p>いずれにしましても、1つの測定機関が、濃度基準値設定物質の全てを分析するための分析機器を保有することは困難であるため、分析機関が相互に連携・分担し、多様な化学物質の分析を可能とする仕組みが必要と考えています。</p>
15	<p>【修了者の登録制度】 講習修了者は登録制か。</p>	<p>講習修了者は、修了証を交付されるのみで、登録が求められることはありません。</p>
16	<p>【デザイン及びサンプリング講習：個人サンプリング法の講習との関係性について】 ・すでに作業環境測定士の登録を受け、CD 測定法（個人サンプリング）の講習を受けて作業環境測定士の登録をうけている者は、今回の案の対象となるのか。それとも、すでに登録を受けている者は追加講習無しで対応することができるのか。</p>	<p>デザイン及びサンプリングを行う場合、作業環境測定士で、かつ、デザイン及びサンプリング講習を修了した者が資格者として規定されていますので、個人サンプリング法による作業環境測定の登録を受けた作業環境測定士においても、デザイン及びサンプリングの講習の修了が必要となりますが、デザイン及びサンプリング講習の科目のうち、「サンプリングに関する知識」</p>

	<p>・デザイン及びサンプリングの講習について、現在の個人サンプリング法の講習と異なるものかを明確にしていきたい。</p> <p>・個人ばく露測定講習規定についてですが、作業環境測定士でCD測定を行う個人サンプリング法の登録を行っているものについては、個人ばく露測定と内容が重複するところが多いため、免除科目を設けていきたい。</p>	<p>「サンプリング演習」については、個人サンプリング法の講習内容と重複しているため、個人サンプリング法による作業環境測定の登録を受けた作業環境測定士については、デザイン及びサンプリング講習の科目のうち、「サンプリングに関する知識」「サンプリング演習」の科目免除の規定を設ける予定です。</p>
17	<p>【サンプリング講習：講習機関や実施方法、講習時間について】</p> <p>「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、作業環境測定士は9時間の追加講習、サンプリングのみ行うものは6時間の講習を“都道府県労働局長により登録を受けた機関”で受講すると記載されている。作業環境測定士だけで36,000人程度おり、将来的にサンプリングのみ行うものはそれ以上に多くなると予想される。現在計画されている都道府県労働局長により登録を受けた機関でのみ教育が可能とした場合、受講者が殺到することや講師不足などの要因で講習機関の処理能力がパンクして、教育が受講できなくなるリスクがある。講師要件も作業環境測定士に教育するのであれば、作業環境測定インストラクターやオキュペイショナルハイジニスト資格を有した専門家が講師となるべきですので、そういった専門人材も全く揃っていない状況である。そのため、少なくともサンプリングのみを行うものの講習は、講習を受けた作業環境測定士等による講習で代用可能にしなければ、仕組みが破綻することが容易に想像される。また、サンプリングのみを行うものの講習についても、有資格者の助言のもとにサンプリングを行うのであれば、実技のみ1時間程度実施すれば事足りると思われる。</p>	<p>個人ばく露測定講習機関は都道府県労働局長による登録を受けた機関とする予定であり、当該機関の数に制限はありませんので、本改正省令が施行される令和8年10月1日までに、個人ばく露測定講習が円滑に実施されるために必要な当該機関が確保できるよう、周知等を行ってまいります。</p> <p>また、サンプリングにおいては、取り扱うサンプラーが様々あり、サンプリングのみを行う者は、これらのサンプラーの取扱い等に係る知識を得る必要があるため、サンプリングに関する講習に必要な時間数は6時間であると考えます。</p>

	上記の理由から、講習機関・講習方法・講義時間などを実現可能な方法で見直していただけるようご検討願いたい。	
18	<p>【改正内容の周知について】</p> <p>本改訂での「個人ばく露測定」の定義と過去より定義されていた範囲（広義の「個人ばく露測定」）とが異なっており、公布にあたり混乱を招かないようにしていただきたい。</p>	本改正省令においては、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号等に定める測定と、特化則第38条の21第2項及び第4項に定める測定を総称して「個人ばく露測定」としています。実際の法令では、各測定を規定する条文ごとに資格者の規定を置きますので、混乱は生じないと考えています。
19	<p>【施行前の無資格者の測定結果について】</p> <p>個人ばく露測定を行う者の要件を定める件について、施行（適用）期日は令和8年10月1日であるが、令和8年10月1日より前に、定められる要件に該当しない者が行った個人ばく露測定の結果は、有効となるか。</p> <p>それとも、無効であり、定められる要件に該当する者が個人ばく露測定を再度行わないといけないのか。</p>	本改正省令の施行日前においては、本改正省令で規定する資格者でない者により個人ばく露測定が実施されていても問題はなく、測定も有効です。
		ただし、施行日前においても、測定結果の精度担保等の観点から、資格者により個人ばく露測定を実施することが望ましいと考えています。

○ 本改正案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三管理区分に区分された場所等における測定での作業環境測定の結果の活用に関する御意見 ・ リスクアセスメント対象物の測定に関する御意見 	今後の制度改正における参考とさせていただきます。